

令和8年度

事業計画書



社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会

令和8年度 社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会事業計画

基本方針

我が国では、人口減少や超高齢社会の進行に伴って、家族や地域で支え合う機能が低下し、社会的孤立や虐待、身寄りのない高齢者等の生活支援や生活困窮など、個人や世帯が抱える生活課題がますます多様化・個別化・複雑化し、従来の福祉の枠組みだけでは対応困難な課題が顕在化しています。

そのような中、東かがわ市においては国が進める、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目的に、「我が事、丸ごと」をキーワードとした「地域共生社会」の実現に向けて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と地域の福祉活動などが世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、「住民一人ひとりの暮らしと生きがい」、「地域」を共に創っていく社会づくりを目指しています。

これらの状況を踏まえ、本会では、国が進める「我が事、丸ごと」地域共生社会の実現のため、重層的支援体制の構築に努めるとともに、地域包括支援センターや市内の成年後見制度に関する中核機関、生活困窮者自立支援制度、日常生活自立支援事業、法人後見事業などの権利擁護に関する総合的な相談支援事業と、地域で活動する福祉関係者や団体等と連携・協働を図りながら進めている、見守り活動や居場所づくり等の福祉のまちづくり活動を一体的に推進していくことで、住民一人ひとりを尊重した「誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して笑顔で暮らし続けることができるまちづくり」に取り組んでまいります。

また、個人や世帯が抱える複合的な課題を十分に受け止め、解決に向けた支援体制を地域力を基盤に構築していくために、地域住民をはじめ民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、関係団体及び行政等との連携体制による地域のつながりの再構築を目指し、新たな仕組みづくりや小地域における住民主体の福祉活動など、共に支え合える地域社会づくりを推進します。

以上のことから、役職員一丸となり地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会(以下「社協」という。)としての責務を果たすため、令和8年度の事業計画を次のように策定します。

*重点項目

1. 組織経営基盤の充実強化
2. 地域福祉活動の推進強化
3. 在宅福祉サービス事業の充実強化
4. 子育て支援事業の充実強化
5. 相談支援事業の充実強化
6. 災害支援体制の充実強化
7. 障害福祉サービス事業の経営の安定とサービスの質の向上

1. 組織経営基盤の充実強化【法人事業サービス区分】

(1) 第4次経営改善計画（発展・強化計画）の進行管理

社会福祉法人として、福祉を取り巻く環境の変化や、多様化・個別化・複雑化する福祉ニーズに的確かつ柔軟に対応するとともに、事務事業の一層の効率化と事業の重点化を図り、組織経営基盤の充実強化に取り組む。

また、経営改善計画（発展・強化計画）に掲げた、地域住民主体の活動の充実やニーズに即した事業展開、組織基盤の強化、職員の育成等について、適切な進行管理に努める。

(2) 組織機能の強化

- ① 理事会の開催
- ② 評議員会の開催
- ③ 監事会（監査）の開催
- ④ 評議員選任・解任委員会の開催
- ⑤ 各種委員会の開催
 - ア) 第三者委員会
 - イ) 事業運営適正化委員会（経営改善計画策定委員会）
 - ウ) 地域福祉活動推進会議（2.地域福祉推進強化（1）参照）
- ⑥ 円滑な事業実施体制の構築
 - ア) 職員相互の情報共有及び事業進行管理等の共通認識を高めるための職員間会議の開催
 - イ) 定例会の開催
- ⑦ 各種関係機関・団体との連携強化
 - ア) 民生委員児童委員協議会等の福祉関係団体との連携強化
 - イ) 福祉関係各団体行事への参加・協力
 - ウ) 近隣社協との情報交換による連携強化
 - エ) 行政関係各課との情報交換による連携強化

(3) 財政基盤の強化

財政状況が厳しくなる中、自主財源の確保は重要課題であり、地域福祉活動推進の財源となる社協会費、共同募金、寄付金等の拡大に努めるとともに、新たな財源の開拓について広報周知等の強化に積極的に取り組む。

- ア) 協力法人への挨拶訪問
- イ) 新規協力法人の開拓
- ウ) 出前講座やSNS等を利用した外部への協力依頼の強化

(4) 効率的な事業運営の推進

- ① 中・長期的な視野に立った組織・機構の見直し
 - 法人経営の採算性の追求、費用対効果の検討、経営努力の推進等、事業執行力の効率化による労働生産性の向上と、課題に応じた業務執行ができるよう組織・機構の再編を図る。
- ② 適正な会計経理の徹底及び第三者に対する透明化の確保
 - 適正な会計処理を行うため、税理士に会計処理の指導及び税務申告等を委託し、会計処理の透明化を図る。
- ③ 職員の適正配置及び将来計画の検討
- ④ 適材適所の人事配置及びジョブローテーションの実施
- ⑤ 各部署における経営改善計画の実践と進行管理

(5) 組織の活性化

① 人事評価制度の推進

各雇用区分に応じた人事評価を実施することで職員の資質向上と能力開発を図り、意識改革とニーズに即応した目標に積極的に取り組む人材を育成する。

② 職員の資質向上

自己啓発に取り組みやすい職場環境や組織風土の形成を図れるように職員一人ひとりの取り組みを奨励し、職員の資格取得（介護支援専門員・社会福祉士等）を促進するため、当該資格を取得した職員に経費の一部を助成し、職員の資質向上を目指す。

③ 職場内外を含めた役職員研修制度の充実

ア) 香川県社会福祉大会への参加

イ) 職場内合同研修会並びに職種別研修会の開催

ウ) 香川県社会福祉協議会主催による役職員研修会への参加

エ) 関係機関が開催する研修会への参加

④ 職員プロジェクトチーム（作業部会）による事業検討

若手職員を中心に部署を超えて事業の目的や役割、進行スケジュール等を共有しながら職員相互が繋がり協力し合える体制をつくり、組織力の向上と活性化を図る。

(6) 施設の適正な運営管理

【社会福祉センターの管理運営】

広く住民の福祉を増進するための施設として、子どもから高齢者及び障がい者等の総合的な地域福祉、ボランティア活動の振興や在宅福祉サービスの拠点として地域の福祉活動を推進するため、次の施設を管理運営する。

* 白鳥社会福祉センター

* 大内社会福祉センター

(7) 東かがわ市共同募金委員会の運営支援

香川県共同募金会と連携を図りながら、自分たちのまちを良くする仕組みづくりを目的に、地域住民をはじめ関係者・機関の協力のもと、赤い羽根共同募金運動に積極的に取り組むとともに、寄せられた善意の募金を公平公正かつ有効に助成することで、効果的な地域福祉活動の推進につなげる。また、共同募金事業についての理解と関心を高めていただくことを目的に、積極的な広報啓発に取り組む。

(8) 東かがわ市老人クラブ連合会の活動支援

東かがわ市老人クラブ連合会（友遊クラブ）との連携のもと、クラブ会員が主体的に効率的かつ効果的に団体活動に取り組めるよう活動の支援に努める。また、地域支え合い活動を推進する一員として、会員自らが意識をもって地域福祉活動にご参画いただく環境整備を支援することで、生きがいづくり・健康寿命の延伸に繋げていただく。

2. 地域福祉活動の推進強化

(1) 第4期東かがわ市地域福祉活動計画の進行管理【法人事業サービス区分】

地域力を活かし、“誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して笑顔で暮らし続けることができるまちづくり”を目的に、東かがわ市地域福祉計画と一体的に策定した“第4期東かがわ市地域福祉活動計画（ふれ愛プラン 東かがわ）”に基づき、地域共生社会の実現を目指し、地域住民をはじめ行政・関係機関との連携を図りながら、地域課題の解決に向けた住民主体の地域支え合いの仕組みづくり活動を効率的かつ効果的に実践する。

(2) 福祉委員会活動の推進【法人事業サービス区分】

自治会エリアを活動拠点に、地域福祉活動の推進役を担う福祉委員への活動推進支援として、暮らしに役立つ情報の提供や資質向上を目的とした研修会等を開催し、活動への意識づけや意欲の向上を図る。また、地域に根差した住民ボランティア活動員としての活動しやすい環境づくりとして、広報誌等を活用した積極的なPRに努めるとともに、関係者・機関との連携体制の構築に取り組む。

(3) サロン事業の推進【法人事業サービス区分】

地域支え合いによる地域力を活かした福祉のまちづくり推進事業として、住民ボランティアが主体的に取り組むサロン事業を積極的に支援することで、互助の精神でつながる“絆づくり”を目的に、地域コミュニティの活性化を図る。また、地域住民の生きがいをづくりをはじめ、介護予防、ゆるやかな見守り活動の推進、地域防災力の向上等に係る多様な活動支援に努めることで、“誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して笑顔で暮らし続けることができるまちづくり”への取り組みを推進する。

(4) ボランティア事業の推進【法人事業サービス区分】

ボランティア・市民活動への参加・利用促進を目的に、活動に関連する情報の収集や発信を強化するとともに、活動に関する相談等への適切な対応をはじめ、ニーズに応じた人材の養成・育成のほか、活動希望者のニーズ調整や活動の場の創出に取り組み、福祉のまちづくりへの取り組みを推進する。

(5) 福祉教育・ボランティア学習事業の推進【法人事業サービス区分】

次世代を担う児童・生徒をはじめ、広く市民を対象に、福祉に対する理解と関心を高めていただくことを目的に、ボランティアをはじめ福祉関係団体及び関係施設等のご協力のもと、小中学校における福祉学習や出前講座、地域住民の交流活動等に積極的に参画し、「ともに生きる力」を育み、地域で支え合える福祉のまちづくりへの取り組みを推進する。

(6) 地域ふれあい福祉活動支援事業の推進【法人事業サービス区分】

地域で支え合える福祉の推進を目指し、広く地域住民を対象とした福祉活動を推進するため、各自治会に対して予算の範囲内において地域福祉活動に係る助成金を交付することで、自治会内で実施する地域福祉の増進につながる各種活動を支援する。

(7) ふれ愛出前講座の実施【法人事業サービス区分】

自治会活動をはじめ、住民の集いの場や各種団体等が開催する集会等に職員を派遣し、地域福祉活動の推進に関する取り組みや、職務に関連して習得した専門知識・技能を活かした講座等を行うことにより、地域福祉活動の重要性や社協をはじめ福祉の制度や仕組みに関する理解を深めていただくとともに、地域福祉活動への参加意欲を高めていただくことで、住民との協働による地域福祉活動の推進に取り組むことができる環境づくりに努める。

(8) 広報啓発活動の推進【法人事業サービス区分】

社協が取り組む事業や活動に対する理解と認識を高め、市民の地域福祉活動への参加を促進するため次の事業を実施する。

① 広報誌「やすらぎネット」の発行（全戸配布 発行回数 年4回）

社協が行う事業活動をはじめ、地域の様々な地域福祉活動や福祉に関する情報を掲載することで、地域福祉活動への理解や協力を求めるとともに、活動への参加を促す。

② ホームページや SNS による広報活動の充実

社協の事業活動について広く周知する手段の一つとして、最新の地域福祉活動や福祉情報の提供並びに社協運営の透明化を図る観点から、事業活動をはじめ財政状況等を住民に対して必要な情報を公開する。また、Facebook 以外の SNS 導入を検討し、様々な媒体を通して情報公開に努める。

- ホームページ <https://www.higashikagawa-shakyo.jp>
- Facebook <https://www.facebook.com/higashikagawashishakyo/>
- Instagram https://www.instagram.com/higashikagawa_shakyo/

③ 第 24 回東かがわ市社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉に貢献された方々の顕彰を行うとともに、令和 5 年度にリニューアルした福祉大会「来まい！見まい！やってんまい!! 福祉・防災フェスタ」を引き続き開催し、広く市民に福祉や防災、健康づくりをより身近なものとして体験いただくことで、個々における日々の活動の必要性や地域内でつながることの重要性について理解を深めていただけるよう企画・開催する。

④ 事業パンフレット（概要）等の作成

事業紹介パンフレット（概要）等を作成し、地域住民をはじめ関係団体等の集いの場での広報啓発に取り組むことで、社協の事業活動や関係事業への理解を深めていただくとともに、福祉サービスの利用促進を図る。

（9）東かがわ花いっぱいまちづくり事業の推進【法人事業サービス区分】

市内の沿道にある農地等に景観作物の花を咲かせることで良好な環境や景観を整備し、市民はもとより本市を訪れる人に安らぎや癒し、ふれあいの場を与え「温かさと活力あるまちづくり」を推進するため、市内の自治会等が実施する事業に要する経費（コスモス種子又はサクラ苗木購入経費）について補助金（上限 100 千円）を交付し、地域活動を支援する。

（10）苦情解決体制の整備【法人事業サービス区分】

福祉サービスに関する苦情等への適切な対応に努め、福祉サービスに対する利用者の満足度を高めるとともに、社協の信頼及び適正性の確保を図るため、苦情受付担当者や解決責任者の配置及び第三者委員の配置による客観性を確保し、適正な事業推進に取り組む。

（11）実習生の受け入れ【法人事業サービス区分】

福祉教育・啓発活動並びに人材育成の一環として、次世代の福祉職を担う人材を養成する専門的な学校・機関との連携を図り、社会福祉士等の専門職を目指す香川県内や近隣県出身の学生等に、専門職に求められる実践的な知識や姿勢、援助技術を身につける実地教育の場を提供する。

3. 在宅福祉サービス事業の充実強化

（1） 東かがわ市介護予防事業の受託

① 地域ふれあい教室事業【通所型介護予防事業サービス区分】

身近な地域で気軽に介護予防に取り組める環境づくりを目的に、地域のコミュニティセンターや自治会館等を開催拠点として、介護予防に係る体操指導や健康教育、健康相談等を通じた介護予防に関する取り組みの普及啓発を図ることで、高齢者等が主体的に介護予防活動に取り組む意識を高めるとともに、健康寿命の延伸を図る。また、住民及び関係団体等への情報発信に努め、広く市内への活動拠点の拡充に取り組む。

対象者	介護予防に関心のある者
実施場所	公民館、コミュニティセンター、自治会館等
利用料	無料

② 東かがわ市特化型介護予防事業（短期集中予防サービス）

【高齢者二次介護予防事業サービス区分】

住民一人ひとりの自主的かつ効果的な介護予防への取り組みを支援することを目的に、専門職による短期集中型の介護予防事業として、運動器機能、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防に係る専門性の高いサービスを提供することで、介護予防に関する専門知識並びに取り組み手法の習得を支援する。

対象者	専門的な介護予防に関心のある者
実施場所	市内3会場

③ 東かがわ市地域介護予防活動支援事業（地域介護予防活動講師派遣事業）

【地域介護予防事業サービス区分】

身近な地域で開催されるサロン事業や、コミュニティ活動等において実施する集いの場に、理学療法士・作業療法士や歯科衛生士等の専門職を派遣し、介護予防に係る専門的な指導・助言を行うことで、住民一人ひとりの介護予防への意識づけを図るとともに、実践活動に向けた意欲を高めることで、健康づくりへの自主的な活動への取り組みを支援する。

④ 高齢者居場所づくり「高齢者憩いの場」事業【高齢者居場所づくり事業サービス区分】

一人暮らし高齢者等の閉じこもりや孤立を防ぐことを目的に、介護予防ボランティア等との協力体制で集いの場を運営することで、高齢者等の外出機会やコミュニケーションの場を提供し、住み慣れた地域で支え合いながら、高齢者一人ひとりが生きがいを持って元気に暮らせるまちづくりへの取り組みを推進する。

場 所	開催日	開催時間
白鳥社会福祉センター	毎週 月(午前のみ)・木	10:00~11:30 13:00~14:30
三本松コミュニティセンター	毎週 金	
丹生コミュニティセンター	毎週 水	

⑤ 生活支援体制整備事業【地域生活支援サービス事業サービス区分】

住民同士の互助の力を活かした“地域の支え合いの仕組みづくり”を構築するため、生活支援コーディネーターを社協内に配置し、行政や関係機関との連携のもと“誰もが地域で安心して笑顔で暮らすことができる福祉のまちづくり”の推進支援に取り組む。

また、生活支援を目的に、暮らしに役立つサービスをまとめた地域資源マップの運用管理をはじめ、地域に不足するサービスの創出や、介護予防・生活支援サービス事業の構築に必要な知識を有する介護予防ボランティアの養成・育成等の地域の社会資源の開発に取り組むことで、住民主体による地域支え合い活動及び仕組みづくり活動の推進に努める。

⑥ **新** 認知症初期集中支援事業【認知症初期集中支援事業サービス区分】

医療・介護の専門職で構成するチームを結成し、認知症が疑われる人やその家族に対して支援を行い、本人や家族が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるように取り組む。

⑦ 東かがわ市高齢者等見守りネットワーク事業（みまもりパトロール事業）

【高齢者等見守りネットワーク事業サービス区分】

認知症の本人やその家族が、できる限り地域で安全かつ安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する社会の理解を深めるとともに、本人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを地域に整備し、国が策定する認知症施策推進大綱に掲げる「共生」と「予防」の地域づくりを推進し、従来より取り組んでいる行政や関係機関、民間事業者との連携による見守りネットワーク体制に基づき、各々が有する機能と役割を発揮しながら地域の見守り活動に取り組む。

また、住民ボランティアによる「高齢者安心みまもり隊」への活動支援として研修を実施し、日々の暮らしにおける見守り活動の実践力を高めていただくとともに、活動時において異変に気づいたり相談を受けた際、必要に応じて関係機関につなげていただく仕組みづくりに努める。

⑧ 緊急通報体制整備事業【緊急通報体制整備事業サービス区分】

民間事業者との連携のもと、一人暮らし高齢者等の日々の暮らしの安心サポートの一つである緊急通報装置の普及啓発並びに制度を活用いただくことで、急病等の緊急時において、迅速かつ適切な対応ができる支援体制の構築に努め、誰もが住み慣れた地域で安全安心に暮らし続けることができるまちづくりへの取り組みを推進する。

⑨ 東かがわ市輝きクラブ事業【輝きクラブ事業サービス区分】

広く市民を対象に、運動機能の向上、口腔ケア・栄養改善、認知症等に関する専門職による健康教室を開催することで、市民一人ひとりの早期からの介護予防への意識づけを図るとともに、健康寿命の延伸に向けた自主的活動への取り組みを支援する。

⑩ 東かがわ市地域密着型居場所づくり事業【地域密着型居場所づくり事業サービス区分】

介護予防に重点を置き、高齢者等が身近で気軽に集える地域の居場所づくり事業として介護予防ボランティア等が運営主体となり、一人暮らし高齢者の閉じこもり予防や心身の健康保持及び介護予防の推進拠点、住民相互の交流の機会を提供する場として、適切な運営の支援に努める。

⑪ 地域包括支援センターの運営【地域包括支援センター事業サービス区分】

地域の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関として、公正・中立性を確保しながら、「介護予防ケアマネジメント」「包括的・継続的ケアマネジメント」「総合相談」「権利擁護」の4つの機能を柱として、高齢者等が介護を必要とする状況になっても自身の有する能力を活かしながら住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう運営基盤の充実強化に取り組む。なおサービスの提供に当たっては、介護・保健・福祉の専門職がチームとなり、「住まい」「介護」「医療」「予防」「生活支援」等に関する総合的な相談支援やサービス調整を行うとともに、地域住民の方々や関係機関と連携し、地域の様々な社会資源を活用しながら適正なサービスの提供に努める。

(2) 東かがわふれあいたい事業【法人事業サービス区分】

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象に、福祉委員及び関係者等との協力のもと、地域内でのつながりづくり（顔が見える関係性）や安否確認を目的に月2回の見守り訪問活動に取り組む。（利用者負担金 1,000 円/月）

また、定期的な訪問活動により生活状況を把握し、生活課題等の早期発見に努めるとともに、必要に応じて相談やサービス等の適切な支援につなげることで、暮らしの見守り安心サポート体制の構築に努める。

(3) 地域福祉用具貸与事業【法人事業サービス区分】

介護認定を受けていない高齢者等の方で、心身の機能が低下し、日常生活を営むことに支障がある方等を対象に、福祉用具(車いす・電動ベッド)の貸与を行うことで、在宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

また、児童・生徒を対象とした福祉学習において、体験型の学習活動に活用いただくことで、福祉への理解と関心を高めていただく。

4. 子育て支援事業の充実強化

(1) 東かがわ市子育て支援事業の受託

① ファミリー・サポート・センター事業【ファミリー・サポート・センター事業サービス区分】

生後6か月以降の子どもを持つ家庭を対象に、仕事や家事と育児の両立ができる環境を整備し、子どもの福祉の向上と地域の子育て力を高めることを目的として、行政、関係機関との連携のもと、住民相互の助け合いを基盤とした子育て支援事業を実施する。

また、サービスに係る相談・調整等の支援をはじめ、事業に必要な人材の養成や登録会員等のスキルアップ講座や交流会を開催することで、住民参加型の子ども福祉サービス事業を推進する。

② 子育て世帯訪問支援事業（子育てホームヘルプサービス事業）【子育てホームヘルプサービス事業サービス区分】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等のいる支援が必要な家庭を訪問支援員が訪問し、育児及び家事負担の軽減を図る。あわせて家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、必要に応じて子育て支援等の必要な情報を提供するなど、行政及び関係機関との連携のもと、対象家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として実施する。

5. 相談支援事業の充実強化

(1) 総合相談事業【法人事業サービス区分】

① 暮らしの総合相談

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進するため、日々暮らす中で生じる福祉課題に対する総合相談窓口を設けて専門職員を配置し、地域からの多様な相談を受け止め、適切な制度やサービスにつなげるとともに、必要に応じて地域福祉に関係する組織・団体をはじめ、民間事業者、行政等関係機関等と連携・協働し、日々の暮らしを支えるための仕組みづくりに取り組む。

② 弁護士・司法書士無料相談会の実施

香川県弁護士会、香川県司法書士会の協力のもと、多重債務や土地の境界、遺産、相続等の様々な法律上の相談を中心に、暮らしにおける心配ごとや悩みごとを解決していく支援の一助として、専門職による無料相談会を実施する。

＊弁護士相談 市内1ヶ所（年18回開催）

＊司法書士相談 市内1ヶ所（年4回開催）

(2) 重層的支援体制整備事業【法人事業サービス区分】

社会的孤立や生活のしづらさなど個人や世帯が複数の生活課題を抱えながらも、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の制度や支援体制では対応が困難な“複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築し、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしながら行政、関係機関との連携体制のもと、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する。

(3) 東かがわ市生活困窮者自立支援制度に関する受託

① 自立相談支援事業の実施【生活困窮者支援事業サービス区分】

自立相談支援事業の窓口として専門職員を配置し、行政、関係機関・団体等との連携のもと、早期に必要な相談対応を行うことにより生活困窮状態からの自立を支援する。支援に際しては、対象者の抱えている課題や思いを適切に評価・分析（アセスメント）を行ったうえで課題解決に向けた支援計画を策定し、多様な関係機関との連携のもと、対象者に寄り添い自立に向けた相談支援に取り組む。また、就労に必要な能力を有しながらも、サポートが必要な対象者に対し、様々な制度や情報を紹介することで就労意欲を促すとともに、その方の有する能力を活用しながら早期に自立できるように適切な支援に取り組む。

② 就労準備支援事業の実施【生活困窮者・被保護者就労準備支援事業サービス区分】

生活困窮者自立支援制度の対象となる方のうち、単に就労に必要な実践的な知識や技能等が習得できていないだけでなく、複合的な課題により生活リズムを崩されていたり、社会との関わりに不安を抱えているなどの理由により、既存の雇用施策では対応が困難な方、また、市が就労可能と判断する被保護者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的に支援することで、一般就労に向け自立した生活ができるよう相談支援に取り組む。

③ 家計改善支援事業の実施【生活困窮者家計改善支援事業サービス区分】

生活困窮者自立支援制度の対象となる方のうち、家計収支の把握に何らかの課題を抱え生活に支障をきたしている方に対し、家計の再生に向けた具体的な方針を一緒に立てながら、本人への気づきの促しと家計収支の調整能力を高める支援を行うことで、適正な家計管理ができるよう相談支援に取り組む。

④ 被保護者就労支援事業の実施【生活困窮者支援事業サービス区分】

市が必要と判断する生活保護被保護者に対して福祉事務所や自立相談支援事業等と連携を図り、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることの無いように家計管理を含めた相談支援に取り組む。

(4) 権利擁護支援事業

① 法人成年後見事業の実施【成年後見事業サービス区分】

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方々を支援するために、家庭裁判所より後見人、保佐人、補助人として法人がいずれかの審判を受けた際、被後見人等の権利が侵害されることがないよう財産管理や身上保護を行い、安心して日常生活を送ることができるよう必要な支援を行う。また、市民後見人の成年後見監督人となり、市民後見人が適切に後見業務を行えるよう監督業務を行う。

また、事業における適切な支援体制の構築を図るために、成年後見支援員に適した人材の発掘及び支援員を養成育成するための研修会等を開催する。

② 成年後見制度利用促進事業【成年後見制度利用促進支援事業サービス区分】

地域における権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に取り組む役割を担う中核機関として、専門職、行政、関係機関との連携体制の強化をはじめ、成年後見制度への理解を深め、適切な利用促進を促すことを目的に、広く市民をはじめ関係者等への制度の周知・広報活動に加えて、親族後見人等の相談対応をはじめ、市民後見人の活動支援として研修等を開催し資質の向上を図るとともに、中核機関としてバックアップ体制の確立に努める。

(5) **日常生活自立支援事業の推進**【日常生活自立支援事業サービス区分】

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方を対象に、専門的知識と技術を有する専門員を配置し、生活支援員との協働による生活相談をはじめ、金銭管理や福祉サービスの利用手続きをはじめ、利用料等の支払いの代行や見守り、必要な相談支援活動を行うことで、サービス利用者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援する。

また、サービス利用者への適切な支援体制の構築を図るべく関係機関との連携のもと、生活支援員の養成講座の開催や、フォローアップ等の活動支援に係る研修等を実施する。

(6) **生活福祉資金等貸付事業の推進**【生活福祉資金貸付事業サービス区分】

民生委員・児童委員との連携のもと、低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、貸付だけでなく必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立や生活の維持・継続、社会参加の促進を図る。また、貸付世帯に対する支援をすすめていくために、民生委員・児童委員をはじめ、行政、関係機関との連携を密にし、生活の安定化を図るために必要な相談及び償還支援を継続的に実施する。

また、緊急小口資金等の特例貸付の借受世帯へのフォローアップ支援として面談や訪問等のアウトリーチによる積極的な支援や生活状況を把握し、生活再建を図るため自立相談支援機関等に情報提供を行い個々の状況に応じた支援を実施する。

(7) **おもしろネットワーク事業の推進**【生計困難者に対する相談支援事業サービス区分】

① 「福祉でまちづくり」相談・支援

香川おもしろネットワーク事業に参画する市内の社会福祉法人、民生委員児童委員協議会連合会の協力を得ながら、諸般の事情で生活のしづらさを抱えている方々に、訪問や相談等を行うなど、その人らしく自立した生活を送ることができるよう支援に努める。

また、日頃から関係者同士の顔の見える関係づくりに取り組み、社会福祉法人が持つ専門性、民生委員児童委員が持つ地域課題の発見や繋ぐ機能と社協が持つプラットフォーム機能を活かして課題の解決を図る“包括的な支援体制の整備”への取り組みを推進する。

② おもしろバンクの実施

「NPO 法人フードバンク香川」と連携し、市内で地域福祉や環境保全、教育等の社会的な課題の解決に取り組む各種団体や食品製造、流通等に携わる事業者及び団体・個人のご協力・ご支援のもと、これまで処分されていた“物品や食品”を活用した暮らしを支えるサービスの一つとして、生活に窮迫した方に対して、物品や食品提供等の適切な支援活動を行う。

6. **災害支援体制の充実強化**【法人事業サービス区分】

(1) **災害ボランティア養成事業の推進**

災害にも強いまちづくりを目的に、行政及び関係機関・団体等との連携のもと、出前講座や防災講演会、地域防災イベント等による住民意識の向上を図る啓発活動や災害ボランティア養成研修等による人材育成を通じて、地域全体の防災力の向上に取り組む。また、本会職員をはじめ災害ボランティア、行政及び関係機関・団体等を対象とした研修や実践訓練等を開催し、災害ボランティアセンターの運営体制及び機能の充実強化に努める。

(2) **避難行動要支援者支援事業に係る支援体制の整備**

災害発生時等の避難行動において、何らかの支援が必要な方々に対する平時からの取り組みである避難行動要支援者支援制度において、行政関係機関との連携のもと適切な情報周知に取り組むとともに、自治会長をはじめ、民生児童委員、福祉委員等の協力により、登録者情報の更新並びに新たな制度利用者の発掘・登録申請の支援に努める。

また、有事に備えて必要となる利用者情報の共有や安否確認等の円滑な実施に向け、行政及び関係団体（自治会長、自主防災組織、民生委員児童委員協議会連合会、福祉委員会、消防団等）と協働し、地域ぐるみの支え合いによる日頃からの支援体制の構築に取り組む。

7. 障害福祉サービス事業の経営の安定とサービスの質の向上

（1）就労継続支援B型事業【就労継続支援B型さつき園サービス区分】

障がい者に就労の機会を提供し、生産活動などの機会を通じてその知識の習得や能力の向上に向けて必要な訓練等の支援を行うとともに、ワッフルや農福連携畑活事業「水主わくわく農園」で収穫した農作物等の販路の拡充に努める。

また、事業所の知名度を高める広報啓発活動を強化するとともに、これまで取り組んできた内職作業中心の就労支援活動から、民間事業者や市役所、水主わくわく農園などの施設外活動にシフト転換を図ることにより、一般就労を目指している利用者の支援及び確保、作業収益の増収に伴う利用者工賃のアップに向け、計画的に取り組む。

（2）特定相談支援事業（障がい者に対するケアプランの作成）【相談支援センターサービス区分】

障害者総合支援法に基づき、身体・知的・精神の障がい者等からの依頼に基づき、生活上の課題等の解決や適切なサービスの利用に向けたサービス等利用計画書を作成し、関係機関・事業所等との連絡調整を行い障がい福祉サービスが適正に受けられるよう支援に努める。

